

村ホームページ改修業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

初山別村(以下「村」という。)の独自事業であるデジタルを活用した災害対策事業の一環として、村内の河川映像等を村ホームページにて配信するにあたって、大容量のデータ通信に対応でき、高齢者や外国人など誰もが使いやすいホームページに刷新することで、本村の情報発信の一助とするもの。

ホームページの改修にあたっては、ホームページ制作に関する高度な専門知識及び業務に対する豊富な経験を要するものであり、業務の取組方針やシステム機能などの提案を広く募集し、委託業務の履行に最も適した事業者を選定するため、提案された企画書等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

村ホームページ改修業務

(2) 業務内容

「村ホームページ改修業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。

(4) 委託契約上限額

7,150,000円(消費税含む。)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 現在までにおいて、道内の自治体が発注した本業務と同種のホームページ改修業務等の受託実績を過去10年間に有していること。なお、受託実績は、本体業務を受託した実績であり、デザイン等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (2) 道内に本店を有していること。また、本業務において本村のホームページを管理するサーバを道内に有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく村の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. 関係資料等配布方法

(1) 配布資料

- ① 村ホームページ改修業務 公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)
- ② 村ホームページ改修業務 仕様書(以下、「仕様書」という。)
- ③ 村ホームページ改修業務 企画提案書作成要領(以下、「作成要領」という。)
- ④ 村ホームページ改修業務 公募型プロポーザル様式(以下、「様式」という。)
- ⑤ 村ホームページ改修業務 プロポーザル評価表(以下、「評価表」という。)

(2) 配布方法

村ホームページから入手すること。

6. プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する者は、令和6年8月19日(月)17時までに、下記①から④の書類を持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)により「13. 提出先(事務局)」まで提出すること。

- ① 参加意向表明書(様式1) 1部
- ② 会社概要書(様式2) 1部
- ③ 業務責任者経歴書(様式3) 1部
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 1部

7. 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書(様式4)を「13. 提出先(事務局)」まで提出すること。

(1) 提出方法

原則電子メールにより受け付ける。

(2) 提出期間

令和6年8月13日(火)17時まで

(3) 回答方法

参加意向表明書の提出のあったすべての会社に対し、令和6年8月15日(木)までに電子メールで随時回答する。

8. 企画提案書等の提出

参加意向表明書を提出した会社は、令和6年8月23日(金)17時までに、下記①から③の書類を持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)により「13. 提出先(事務局)」まで提出すること。

なお、書類作成については、仕様書及び作成要領に基づき作成すること。

- ① 企画提案書表紙(様式5) 1部
- ② 企画提案書(様式任意) 10部(正本1部・副本9部)
- ③ 参考見積書(様式6-1、6-2) 各1部

9. 選定方法

提出された書類の内容を審査要領に基づき、初山別村で構成する選定委員会において審査を行い、評価が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

10. 審査項目

提出された書類との内容について、以下の項目で評価を行う。

- ① 実施体制・スケジュール(10点)
- ② ホームページ改修(35点)
- ③ CMS(25点)
- ④ 保守・運用(5点)
- ⑤ 提案価格(25点)

11. 審査結果の通知

審査終了後、提案者全員に対して文書にて審査結果を通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じないものとする。

12. 主なスケジュール(予定)

項番	手続き等	期限等
1	質問の受付	令和 6年 8月13日(火) 17時
2	質問の回答	令和 6年 8月15日(木)
3	プロポーザル参加表明書提出締切	令和 6年 8月19日(月) 17時
4	企画提案書提出締切	令和 6年 8月23日(金) 17時
5	審査結果の通知	令和 6年 8月30日(金) 予定
6	契約手続	令和 6年 9月 2日(月) 予定

13. 提出先(事務局)

〒078-4492 北海道苫前郡初山別村96番地1
初山別村役場 企画振興室企画振興係
電 話: (0164)67-2211 FAX: (0164)67-2298
E-mail: soumu.kikaku@vill.shosanbetsu.lg.jp

14. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用する事ができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については初山別村事務局が定める。